



進路だより

群馬県立渋川特別支援学校
令和5年3月10日発行

保護者向け進路ガイダンス②を実施しました。

2月24日(金)日本年金機構渋川年金事務所 副所長 大竹様、相談窓口業務を担当されている金庭様を講師としてお招きし、『保護者向け進路ガイダンス② ～障害年金について～』を実施しました。障害年金とは何か、取得条件、手続きに必要なものについて等、詳しくお話をいただきました。要点をまとめたものと、参加した方の感想を掲載します。

○ 障害基礎年金の年金額

障害の程度※ 1級 972,250円/年 2級 777,800円/年

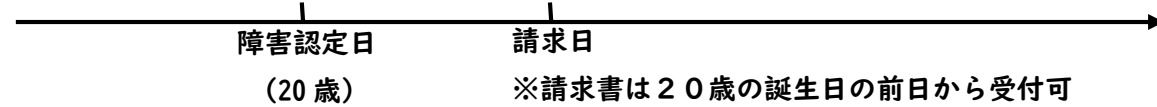


※提出された医師の診断書をもとに判定される。

- 1級 知的障害があり、食事や身の回りのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの。
- 2級 知的障害があり、食事や身の回りのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの。

○ 障害基礎年金の請求方法

- 請求時期 …障害認定日(知的障害の場合は20歳)に障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から障害年金が受けられる



- 必要な書類(参考)

年金請求書

診断書※

病歴・就労状況等申立書

療育手帳

(受診状況等証明書)

※生来の知的障害の場合は不要

預金通帳

※診断書について

- 20歳に達した日の前後3か月以内の障害状態が書かれた診断書が必要。
- 小児科や精神科、心療内科の医師に書いてもらう必要がある。(内科は不可)
- 普段の子どもの様子を知らない記入できないので、早めに受診、相談をする。

○ わからないことがあったら・・・

- お住まいの地域の年金事務所へご相談ください。
- 相談には、予約が必要です。
予約受付電話番号：0570-05-4890

手続きには時間がかかります。
(2~3ヶ月)
医師への受診も含めて、早めの準備をおすすめします。

○ 参加された方の声

- 難しい内容でしたので、もう一度資料を読みたいと思います。
- 不安の1つだったのでわかりやすく説明してもらえて良かった。子どもが受ける時もそうですが、もしかしたら自分自身がなるかもしれないと思ったので、とても参考になりました。
- 少しわかりづらい所もありましたが、見通しがついて良かった。

※ 裏面に続きます

お知らせ

群馬県特別支援学校 PTA 協議会から、夏に開催された第52回群馬県特別支援学校 PTA 協議会講演「障害のある子の親なきあと～障害年金を中心に～」の動画配信のお知らせがありました。障害年金をテーマにした講演内容ですので、進路だよりと合わせてお知らせします。貴重な情報のたくさんつまった動画になっていますので、お時間のある時にぜひご視聴ください。

○ 内容

演題：「障害のある子の親なきあと～障害年金を中心に～」

講師：安中きょうだいしまい会 ケセラセラ 事務局長 町田 茂 様

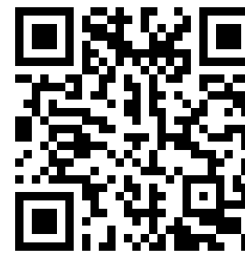
○ 視聴方法

① URL を入力する

https://takasaki-ses.gsn.ed.jp/page_20210309023313

もしくは

QRコードを読み込む



② 「R5 特P協 講演会 動画 mp4」 をクリックする

※1時間を超える動画のため、通信環境によっては、再生開始までに時間がかかる場合があります。

○ 参加費 無料

○ 3月末までの期間限定配信となります。